2　法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第七条第一項第二号の規定によりすべての信用協同組合等に対して交付し、又は送付した業務規程等

［二・三　略］

3　法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第十八条第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　［略］

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十二条及び第十三条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　［略］

五　役員が法第六十九条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　［略］

七　紛争解決委員（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十六条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第十八条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八　役員等が、暴力団員等（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第十八条第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九　［略］

（手続実施基本契約の内容）

第十一条　法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する主務省令で定める事項は、指定信用事業等紛争解決機関（法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。次条から第十四条まで及び第十六条から第十九条までにおいて同じ。）は、当事者である加入信用協同組合等（法第六十九条の三第四号に規定する加入協同組合等のうち信用協同組合等に係るものをいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入信用協同組合等に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

第十二条～第二十二条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

2　［同上］

一　第六条第一項第二号の規定によりすべての信用協同組合等に対して交付し、又は送付した業務規程等

［二・三　同上］

3　［同上］

一　申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第十七条第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二　［同上］

三　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十一条及び第十二条において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四　［同上］

五　役員が法第六十九条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　［同上］

七　紛争解決委員（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十五条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第十七条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八　役員等が、暴力団員等（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第十七条第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

九　［同上］

（手続実施基本契約の内容）

第十条　法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する主務省令で定める事項は、指定信用事業等紛争解決機関（法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。次条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までにおいて同じ。）は、当事者である加入信用協同組合等（法第六十九条の三第四号に規定する加入協同組合等のうち信用協同組合等に係るものをいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入信用協同組合等に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

第十一条～第二十一条　［同上］

附　則

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。